

# JR東労組盛岡

No.106  
2021年6月21日  
東日本旅客鉄道  
労働組合  
盛岡地方本部

〒020-0045  
盛岡市盛岡駅西通二丁目16番31号  
発行人 佐々木克之  
編集人 情宣部  
NTT 019-623-1011 FAX 019-624-0157  
JR 033-2238・2239 FAX 033-2230

## 会社から不当労働行為は許さない！

### たたかいを教訓に、

### 安心して働ける職場を創り出そう！

秋田地本申10号「労働組合への支配介入を是正し、安全して働ける職場を求める団体交渉」が行われました。交渉では、秋田運輸区長の「列車を止めてまで自分たちの主張を押し通す組織にいることをどう思っているのか」というハラスメント行為に対し、「組合加入の有無、所属組合で差別したことはない」「社員が労働組合に加入するかどうかは、社員ひとりが判断するものであり、自由意思によるもの」「コミュニケーションの場において、労働組合に所属することに個人的な関心から言った言葉」「受け取り方によっては、不当労働行為と評価されかねない内容であり、現場長に対して厳しく指導した」との会社回答を引き出しています。

秋田地本として不当労働行為に対し2度目の申し入れであり、不当労働行為発生に対し、**具体的事象をつかみ、分会が組合員と共にたたかってきた事は教訓です！**盛岡地本内で同様の事象があった場合も、秋田地本のたたかいを教訓に、安心して働ける職場を創り出していこう！

JR東労組 あきた 2021年6月15日 72号

東日本旅客鉄道労働組合 秋田地方本部  
〒010-0874 秋田市中秋入保田町6-66  
TEL 019-834-8723 JR 030-3431  
FAX 019-831-1411 JR 030-3436  
発行人：情 宣部 編集：情宣部

**労働組合への支配介入を是正し安心して働ける職場を求める申し入れ団体交渉！**

**会社回答 事象を支社として重く受けとめている！**

**団体交渉 冒頭にて主張！**今交渉に関係者として当該組合員の出席を申請したが、会社から「当事者の出席は願わない」「感情的になり建設的な議論ができなくなる」とのことから当該組合員に勤務手配を行わなかった。「労使間の取扱いに関する協定」の規則にあらずと異なり、会社の主張について真意を認めることはできない。そもそも本交渉は労働組合員に対して行われた不当労働行為であり、本来この様な団体交渉を行わなければならないこと自体が問題である！

1. 秋田運輸区長の「列車を止めてまで自分たちの主張を押し通す組織にいることをどう思っているのか」の発言は労働組合に対する支配介入と組合員へのハラスメント行為に当たることから、指導を徹底すること。また、18 春闘時の争議行為の内容は、本来業務以外に対する非協力（自己啓発活動等）の形式による争議行為の実施（今争議行為により列車運行に支障をきたすことはない）であり、秋田運輸区長の「列車を止めてまで自分たちの主張を押し通す組織にいることをどう思っているのか」の発言の根拠を明らかにすること。

【会社回答】従来より、組合加入の有無、所属組合で差別したことはなく、労働組合の運動方針や活動に介入するものではない。なお、ハラスメントの防止についても引き続き、指導・周知を徹底していく考えである。

【議論内容】支配介入、ハラスメントの意図はなく、会社として不当労働行為を容認するものではない。今回はコミュニケーションの場において労働組合に所属することに個人的な関心から言った言葉であるが、受け取り方によっては不当労働行為と評価されかねない内容。支社として事実を受け止め現場長に対して厳しく指導した。

2. 2018年3月9日JR東労組-JR東日本会社「申15号労働交渉」における確認事項を反故している認識があるのか明らかにすること。

【会社回答】社員が労働組合に加入するかどうかは、社員一人ひとりが判断するものであり、自由意思によるのである。会社として、この考えに変わりはない。**地本問題 73号へ続く！**

JR東労組 あきた 2021年6月15日 73号

東日本旅客鉄道労働組合 秋田地方本部  
〒010-0874 秋田市中秋入保田町6-66  
TEL 019-834-8723 JR 030-3431  
FAX 019-831-1411 JR 030-3436  
発行人：情 宣部 編集：情宣部

**労働組合への支配介入を是正し安心して働ける職場を求める申し入れ団体交渉！**

**組合）不当労働行為に対して、今回二度目の申し入れだ。発生したことへの対策だけでは不十分だ！今後、一切の不当労働行為を発生させない為には、事象に結び付く穿をいかに掘り進んでいくかの議論が必要である！**

**主な議論と確認事項！**

- 貴側の提起を受け、不当労働行為についてより浸透し理解が得られる効果的な指導について会社として議論していく。
- 「列車を止めてまで自分たちの主張を押し通す組織にいることをどう思っているのか」の言動について、個人的な関心があったとしても、明確に通切ではなく、今事象については支社として不当労働行為に当たると認識している。
- ①組合への加入の有無②利益誘導③労働組合の運動方針④労働組合の活動に対して、責任ある立場（現場長、管理者）の人が主観を述べるべきではないと認識している。職場外であったとしても、信頼関係があっても、不当労働行為と評価される内容を発言することはあってはならない。
- 労働組合に所属する社員から、労働組合に対して相談があった場合、会社回答にもある、社員が労働組合に加入するかどうかは、社員一人ひとりが判断するものであり、主観を述べるものではない。

今回の不当労働行為については「**組合員が具体的事象をつかみ明らかにし、分会が組合員と共にたたかってきたこと**」が教訓です！**交渉で確認したことを基に、一切の不当労働行為撲滅を目指し職場からチェック機能を果たそう！**

詳しくは、秋田地本情報をチェックしよう！  
「東北三地本」で検索！！



## 不当労働行為撲滅！職場からチェック機能を発揮し、働きやすい職場を創り出そう！